地域指定年度	昭和46年度
計画策定年度	平成20年度
計画見直し年度	平成30年度

四日市市農業振興地域整備計画書

令和4年12月

三重県四日市市

目 次

第1	農用地利用計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1	土地利用区分の方向 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	(1) 土地利用の方向 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	ア 土地利用の構想	1
	イ 農用地区域の設定方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	(2) 農業上の土地利用の方向 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	ア 農用地等利用の方針	3
	イ 用途区分の構想	5
	ウ 特別な用途区分の構想 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
2	農用地利用計画 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	5
第 2	農業生産基盤の整備開発計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
1	農業生産基盤の整備及び開発の方向 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
2	農業生産基盤整備開発計画	7
3	森林の整備その他林業の振興との関連 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
4	他事業との関連 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
第3	農用地等の保全計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
1	農用地等の保全の方向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
2	農用地等保全整備計画	8
3	農用地等の保全のための活動 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
4	森林の整備その他林業の振興との関連・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
第4	農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の	
	効率的かつ総合的な利用の促進計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
1	農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的	
	かつ総合的な利用に関する誘導方向 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
(1)) 効率的かつ安定的な農業経営の目標 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
(2)) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向 ・・・・・・・	11
2	農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的	
	かつ総合的な利用の促進を図るための方策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
3	森林の整備その他林業の振興との関連・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
第5	農業近代化施設の整備計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
1	農業近代化施設の整備の方向 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
2	農業近代化施設整備計画	14
3	森林の整備その他林業の振興との関連・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
第6	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
1	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15

	2	農業就業者育成·確保施設整備計画 ······	15
	3	農業を担うべき者のための支援の活動 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
	4	森林の整備その他林業の振興との関連 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
第	7	農業従事者の安定的な就業の促進計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16
	1	農業従事者の安定的な就業の促進の目標 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16
	2	農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17
	3	農業従事者就業促進施設	17
	4	森林の整備その他林業の振興との関連 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17
第	8	生活環境施設の整備計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18
	1	生活環境施設の整備の目標 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18
	2	生活環境施設整備計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
	3	森林の整備その他林業の振興との関連 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
	4	その他の施設の整備に係る事業との関連 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
第	9	付 図	20
	1	土地利用計画図(付図1号)	
	2	農業生産基盤整備開発計画図(付図2号)	
	3	農用地等保全整備計画図(付図3号)	
	4	農業近代化施設整備計画図(付図4号)	
	5	農業就業者育成・確保施設整備計画図(付図5号)	
	6	生活環境施設整備計画図(付図6号)(該当なし)	
	7	土地利用計画図(付図7号)	
別	記	2 農用地利用計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21
	(1)	農用地区域	
	ア	7 現況農用地等に係る農用地区域	
	1	現況森林、原野等に係る農用地区域	
	(2)	用途区分	

第1 農用地利用計画

1 土地利用区分の方向

(1) 土地利用の方向

ア 土地利用の構想

本市は、三重県北部にあり、名古屋市から約 40km の名古屋大都市圏に位置している。市域は、北をいなべ市、東員町、桑名市、朝日町、川越町に接し、南を鈴鹿市、西を菰野町、滋賀県甲賀市に接している。また、東は伊勢湾に面して海岸低地が広がり、朝明川・海蔵川・三滝川・内部川・鈴鹿川等の河川流域にも低地が形成され、西部には台地・丘陵・山地が広がり、西端部は鈴鹿山脈の一部を成している。

本市は、これまで温暖な気候、恵まれた自然・交通条件等を背景として、石油化学コンビナートや各種産業が集積し、萬古焼・茶・そうめんなどの地場産業とあわせて盛んな生産活動が行われる活気あふれる産業都市として発展してきている。

本市の市街地は、臨海部の低地から発展し、人口の増加や産業の発展とともに、 丘陵地にも多くの住宅団地が形成され、内陸部に拡大していった。その結果、臨海 部の既成市街地とその背後に住宅団地などが広がる東部地域、樹林地や優良農地が 広がる西部地域、この大きく2つの地域に土地利用が分かれることとなった。

そして現在、東部地域を「都市活用ゾーン:既存の都市機能を活用しつつ、商工業などの経済活動や都市居住を進めるエリア」、農業振興地域を中心とする西部地域を「自然共生ゾーン:点在する住宅市街地や工業団地、既存集落などが既存の樹林地や優良な農地などの豊かな自然環境と共生し今後とも良好な環境を維持していくエリア」と設定し、自然と都市の調和のとれたまちづくりを進めているところである。

また、平成17年2月に楠町を編入合併し、面積206.50km²、人口約31万人となった本市は、 三重県をリードし、名古屋大都市圏の一翼を担う中核都市としての取り組みを進める。

こうした中で、高齢化や後継者不足等を背景とした耕作放棄地の増加、幹線道路 沿いへの開発圧力の高まり、産業施策等に関連した地域の振興上必要な開発など本 市を取り巻く土地利用の課題を踏まえると、良好な土地利用を誘導する計画的な土 地利用調整がますます重要となっている。

そのため今後は、関係部局との連携の中で農業振興地域制度の周知徹底と厳格な運用等を推進することにより、農業的土地利用と地域の振興上必要な様々な非農業的土地利用との整合性に留意しつつ、優良農地の確保を基本とした秩序ある土地利用の形成を図る方針である。

以上の構想に基づく用途利用と推移の構想は、次のとおりである。

表 農業振興地域内面積の見通し

単位: ha、(%)

	農用地	農業用施設用地	森林原野	その他	計
現在	4, 736. 8	78. 6	1, 859. 7	4, 990. 9	11, 666. 0
(令和3年)	(40.6)	(0.7)	(15.9)	(42.8)	(100.0)
目 標	4, 573. 9	76. 9	1,871.2	5, 159. 3	11, 681. 3
(令和9年)	(39. 2)	(0.7)	(16.0)	(44. 1)	(100.0)
増 減	△ 162.9	△ 1.7	11. 5	168. 4	15. 3

- (注) 1. 単位未満四捨五入のため内訳と合計が一致しない場合がある。
 - 2. ()内は構成比である。
 - 3. △:マイナス

イ 農用地区域の設定方針

(ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況農用地約 4,585ha のうち、 $a \sim c$ に該当する農用地で、次の地域、地区及び施設の整備に係る農用地以外の農用地約 3,517ha について、農用地区域を設定する方針である。

(農用地区域としない地域、地区及び施設に係る農用地)

地域、地区及び施設等の	位置		面積(ha)			
具体的な名称又は計画名	(集落名等)	農用地	森林 その他	計	備考	
基盤整備促進事業 区画整理(県営)	保々 小山田	0. 63 6. 07		0. 63 6. 07		

- a 10ha 以上の集団的に存在する農用地
- b 土地改良事業又はこれに準ずる事業 (防災事業を除く。) の施行に係る区域内にある土地
- c a 及び b 以外の土地で、農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るため その土地の農業上の利用を確保することが必要である土地
 - ・地域の特産物を生産している農地で産地の形成上確保しておくことが必要な土地
 - ・国及び県が補助を行わない土地改良事業等の施行に係る区域内にある土地
 - ・農業生産基盤整備事業の実施が予定されている土地
 - ・周辺の優良農地の保全や農業水利上の悪影響を防止するため確保する必要がある農地
 - ・農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者等の担い手の経営地に隣接する一定規模の土 地等、将来当該担い手に集積することによって経営規模の拡大と農業経営の合理化を図る ことが適当な土地
 - ・農業経営基盤強化促進法に基づく特定農業法人が集積することとされている農用地 ただし、cの土地であっても、次の土地については、農用地区域には含めない
 - (a) 集落内に介在する農用地で、農用地として存続することが困難と認められる農用地 約450ha
 - (b) 自然的な条件から見て、農業の近代化を図ることが困難と認められる農用地 約315ha
 - (c) その他 道路沿線、市街地としての開発が進みつつある農用地 約354ha

(イ) 土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域の設定方針

(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要のあるものについては、農用地区域として設定する。

(ウ) 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある農業用施設用地のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現 況農用地に介在又は隣接するものであって、当該農用地と一体的に保全する必要のあるもの 及び次に掲げる 2ha 以上の農業用施設用地について農用地区域を設定する。

農業用施設の名称	位置 (集落名等)	面積(ha)	農業用施設の種類
ふれあい牧場	水沢町	3.8	畜舎
四日市北部温室組合	上海老町	2. 3	メロン温室
株式会社三重加藤牧場	上海老町	3. 2	畜舎
1111		9. 3	

(エ) 現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針

農業の近代化に対応しうる集団的農用地の開発を進めるため、(ア)において設定する方針とした現況農用地の周辺にあり、将来農地造成及び基盤整備等が見込まれる土地について農用地区域を設定する。

(2) 農業上の土地利用の方向

ア 農用地等利用の方針

本市の農業生産地帯は、市西部の内陸部に位置しており、市域を東西に流れる 4 河川(朝明川、海蔵川、三滝川、内部川)に沿って南部、中部、北部の 3 地域に大別できる。

南部地域は、県下でも有数の茶園地帯を有しており、その他には水田や普通畑、一部にみかん園も存在している。

茶は、本市の特産品であり担い手農家も多いことから、基盤整備や優良品種への改植を促進するとともに、茶園管理の機械化を推進し、生産体制の整備拡充を図る。

水田については、土地基盤整備事業が完了しているため、大型機械等の効率的利用、用排 水条件の改良等による有効な土地利用を推進する。

畑地については、連作障害等防止のため深耕等を実施するとともに、畜産農家との連携による堆きゅう肥還元し、地力の増進により生産性の向上を図る。

中部地域は、大半が水田地帯であり、一部に普通畑や樹園地(なし)が存在している。

水田については、土地基盤整備事業はほぼ完了しているため、今後は、米・麦・大豆等の 土地利用型農業の定着を進めるとともに、期間借地によるキャベツ等の生産による農地の有 効利用を図る。

また、農作業受委託、利用権の設定等を通じて、水稲、小麦、大豆に対応する認定農業者等及び生産組織の育成を図る。

樹園地については、なしの老朽園の改良と優良品の生産拡大を図る。

北部地域についても、土地基盤整備事業はほぼ完了しており、中部地域と同様に、水稲、 小麦、大豆といった土地利用型作物による営農体系を確立し、農作業受委託、利用権の設定

表 農用地面積の見通し

単位: ha

			1	1	1	.1112:		単位:ha
			農地	採草・ 放牧地	混牧林地	農業用施設用地	計	森林• 原野等
	A-1	現況	1, 367. 2	0.0	0.0	14. 7	1, 381. 9	0.0
	(水沢・小山田・	将来	1, 367. 2	0.0	0.0	14. 7	1, 381. 9	0.0
	内部地区)	増減	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	A-2	現況	45.7	0.0	0.0	0. 2	45.9	0.0
	A-2 (常磐・四郷地区)	将来	45. 7	0.0	0.0	0. 2	45.9	0.0
		増減	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
南部	A 2	現況	29. 4	0.0	0.0	0.0	29. 4	0.0
地地	A-3 (河原田地区)	将来	29. 4	0.0	0.0	0.0	29. 4	0.0
区		増減	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	۸ ، ۱	現況	113.7	0.0	0.0	0.2	114.0	0.0
	A-4 (榊也区)	将来	113. 7	0.0	0.0	0. 2	114.0	0.0
		増減	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		現況	1, 556. 0	0.0	0.0	15. 1	1, 571. 1	0.0
	計	将来	1, 556. 0	0.0	0.0	15. 1	1, 571. 1	0.0
		増減	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	B-1 (県・三重・神前・ 海蔵地区)	現況	894.6	0.0	0.0	19. 9	914. 5	0.0
		将来	894.6	0.0	0.0	19. 9	914. 5	0.0
		増減	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
中部	B-2 (桜・川島地区)	現況	393.8	0.0	0.0	4. 5	398. 3	0.0
地地		将来	393.8	0.0	0.0	4. 5	398. 3	0.0
区		増減	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	計	現況	1, 288. 4	0.0	0.0	24. 4	1, 312. 8	0.0
		将来	1, 288. 4	0.0	0.0	24. 4	1, 312. 8	0.0
		増減	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	C-1	現況	521.2	0.0	0.0	4.6	525.8	0.0
	保々・下野・八郷	将来	521.2	0.0	0.0	4.6	525.8	0.0
	大矢知地区)	増減	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
北	C 0	現況	86.4	0.0	0.0	0.3	86. 7	0.0
部地	C-2 (羽津・朝明地区)	将来	86. 4	0.0	0.0	0.3	86. 7	0.0
区		増減	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		現況	607.6	0.0	0.0	4. 9	612. 5	0.0
	計	将来	607.6	0.0	0.0	4. 9	612. 5	0.0
		増減	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		現況	3, 452. 0	0.0	0.0	44. 4	3, 496. 3	0.0
	合 計	将来	3, 452. 0	0.0	0.0	44. 4	3, 496. 3	0.0
		増減	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

⁽注)単位未満四捨五入のため内訳と合計が一致しない場合がある。

イ 用途区分の構想

(ア) 南部地区

内部川水系に属する農用地約 770ha については、水田としての団地性を有している。土地 基盤整備も完了しているため、将来とも田としての利用を図る。

西部の丘陵地の樹園地約 630ha については、団地性をなしているので、今後も茶園として利用を図る。

西南部の畑約 190ha についても団地性があり、野菜等の産地として近代化の要件を備えているので、今後も畑として利用を図る。

(イ) 中部地区

三滝川及び海蔵川水系に属する平坦部の農用地約 1,080ha については、汎用化水田として 既に農業生産基盤の整備も、ほぼ完了しており、大型機械化体系による営農に対応する条件 を備えていることから、今後も田としての利用を図る。

川島地区に存在する丘陵地は、農地開発による畑地帯としての生産基盤の整備を行っており、今後も茶や野菜などの生産団地として約 210ha を畑として利用する。

(ウ) 北部地区

朝明川水系に属する農用地田約 590ha と畑約 20ha については、土地基盤整備事業も完了しており、大型機械化体系による営農に対応する要件も備えており、今後も農地として有効利用を図る。

ウ 特別な用途区分の構想

本地域では、特別な用途区分は特に設定しない。

2 農用地利用計画

別記のとおりとする。

第2 農業生産基盤の整備開発計画

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

本市の農地は、8割以上を占める水田や南部地区に集積する樹園地と畑で構成されている。 水田については、水田の機能を活かしつつ、麦、大豆、飼料作物をはじめ畑作物の導入、 定着を図るため、地域の営農状況に応じた区画、農道、用排水路整備や客土、暗渠排水等の 農業生産基盤の整備による水田の汎用化を推進する。

各地域の実情を考慮しながら、整備された土地改良施設を適切に維持・更新するとともに、 ほ場の大区画化による区画整理を基本とした生産基盤の強化を図る。

樹園地については、高能率な機械化作業体系の導入を可能とする区画、かん水施設、農道 等の総合的な整備を進める。

農業集落における生活雑排水、し尿などの汚水処理施設の整備を行い、農村生活環境の改善と農業用用水路の水質保全を図る。

なお、整備にあたっては、環境や景観との調和に十分な配慮をする。

地区別の農業生産基盤整備及び開発の方向は、次のとおりである。

(1) 南部地区

本地域の特色である畑地と樹園地の基盤整備、農道整備を検討、推進するとともに、水田地域での県営ほ場整備事業の完了した水田の有効利用を図るために、集落間の農道、排水施設の整備を実施し、優良農地の保全を図る。

(2) 中部地区

本地域は、水田地帯のほ場整備はほぼ完了しており、混住化の進行とともに、排水問題、農地のスプロール化が進行しているため、集落排水対策事業を継続して行い、スプロール化を防ぐための施策を検討するとともに、優良農地の保全に努める。

(3) 北部地区

ほ場整備事業の完了した水田の有効利用を図るために、集落道路、集落排水施設の整備を 実施し、優良農地の保全を図る。

2 農業生産基盤整備開発計画

事業の種類		受益の範囲		対図	
	事業の概要		受益 面積	番号	備考
簡易 ほ場整備	畦道の除去	市全域		1	
農道整備	農道等維持修繕	市全域		2	
集落 排水整備	集落排水の整備	貝家		5	
用排水路 整備	用排水路の整備	羽津		7	

3 森林の整備その他林業の振興との関連

市内の森林面積は、約2,861haで市域の14%を占めるものの、大部分の経営規模が零細な 民有林となっている。そのため、施業も粗放になり、林業としての形態を失いつつある。

しかし、森林が地球環境の保全、山地の災害防止や水源涵養など、農業生産や生活環境の 保全形成に重要な役割を果たしていることから、今後も、鈴鹿山麓を中心とした地域におい て治山対策等の事業を実施して、農地と周辺集落の防災に努める。

また、丘陵地の森林については開発可能な緩傾斜地も存在するため、自然環境の保全、周辺農用地の確保等に配慮しながら効果的な土地利用についても併せて検討する。

4 他事業との関連

第3 農用地等の保全計画

1 農用地等の保全の方向

近年、農業従事者の高齢化や後継者不足、生産調整面積の増加や農産物価格の低迷により 生産意欲の減退を招き、耕作放棄、管理不十分の農用地が見受けられる。また、都市化の進 行、混住化による農地管理の困難な面が発生している。

しかし、農地等には、食料の供給という基本的な機能に加え、潤いと安らぎをあたえる癒 しの機能や保水機能、水源の涵養など様々な公益的な機能を有しているため、農地等の適切 な管理を通じたこれら機能の一層の発揮が求められている。

そのため、今後は意欲ある農家への農地集積を推進し、農用地の有効利用を図る。さらに、 農業以外の土地利用との調和のとれた計画的な調整を図り、農用地の機能低下を防止する。

また、農地や農業用水等の施設の保全に関する地域の協働活動や環境保全に向けた農業者の先進的な営農活動、これらの活動の質をさらにステップアップさせるための取り組みについて、総合的かつ一体的に支援する多面的機能支払交付金事業を推進する。

2 農用地等保全整備計画

東紫の揺粨	事業の概要	受益の領	範囲	対図	備考
事業の種類	事業の	地区	面積 (ha)	番号	1佣石
施設維持管理	排水機場維持 管理(Φ600 ポン プオーバーホール)	楠・北五味塚		1	土地改良施設維持管理適 正化事業
"	排水機場維持 管理	楠・北五味塚		2	楠・北五味塚排水機場運 転 管理委託事業
11	排水機場維持 管理	楠・北五味塚		3	楠・北五味塚排水機場維 持 管理事業
IJ	井堰・樋門 維持管理	市全域		4	農地防災事業
多面的機能支 払交付金	生態系保全 景観形成	市全域		5	旧名称:農地・水保全管 理支払交付金

3 農用地等の保全のための活動

耕作放棄や管理不十分による農用地の機能低下を防止するため、地域の農業委員との連携により、当該農用地の利用状況の把握に努めるとともに、認定農業者等の担い手への利用集積を推進することにより、農地としての有効利用を図る。

また、耕作放棄地対策や多面的機能支払交付金事業により、農地・水・環境の良好な保全と質的向上を図る。

その他にも、農村におけるアメニティーを形成する観点から、農地を利用した「芋ほり大会」や「収穫祭」など、農地を生かしたイベントを積極的に支援する。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

市内の森林面積は、約2,861haで市域の14%を占めるものの、大部分が経営規模が零細な民有林となっている。そのため、施業も粗放になり、林業としての形態を失いつつある。

しかし、森林が地域環境の保全、山地の災害防止や水源涵養など、農業生産や生活環境の 保全形成に重要な役割を果たしていることから、今後も、鈴鹿山麓を中心とした地域におい て治山対策等の事業を実施して、農地及び周辺集落の防災に努める。

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的 な利用の促進計画

1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

本市は、水稲をはじめ茶、野菜、施設園芸、畜産等都市近郊の特性を活かした農業経営を 行っているが、これらの大半は第1種、第2種兼業農家で、営農意欲は低下しつつある。

しかしながらこの中で、なお、農業を継続し、経営規模を拡大していこうとする意欲ある 認定農業者等の担い手も多く存在している。

このため、認定農業者等地域農業の担い手への土地利用集積が図られるよう、農業生産基盤の整備及び農業近代化施設の充実に加えて農業経営基盤強化促進事業及び農作業の受委託を積極的に推進し、経営規模の拡大を図り、本市農業の担い手を育成する。

具体的には、他産業と均衡する水準の労働時間と所得(主たる従事者 1 人当たりの年間労働時間 1,800~2,000 時間、主たる従事者 1 人当たりの年間農業所得 400~500 万円、家族経営での目標所得 500~800 万円)を確保できる効率的かつ安定的な経営体を目指して育成を図るとともに、これらの経営体が本市農業生産の相当部分を担うこととなるよう農業構造を確立する。

なお、効率的かつ安定的な経営体の指標となる営農類型は、優良な農業経営の実態等を踏まえ、下表に示す18類型とした。

	規模	経営(ha)		労働力
経営類型		露地	施設	PI 谷	(人)
主穀中心経営	18. 0	18.0	_	水稲 10ha、小麦 8ha、 (大豆、露地野菜等 6ha)	2. 5
主穀中心経営【集落営農】	25. 0	25. 0	-	水稲 15ha、小麦 10ha(大豆、 露地野菜等 10ha)	10.0
露地野菜中心経営	3.0	3.0	-	露地野菜 3ha	3.0
ハウストマト(土耕)中心経営	0.4	-	0. 4	促成栽培など 0.4ha	3.0
ハウスいちご(高設) 中心経営	0. 4	-	0. 4	高設栽培 0.4ha	4. 0
施設野菜中心経営	0.3	ı	0. 3	ねぎ (年 3 回転)、温室メロン など 0.3ha	3.0
なし中心経営【直売中 心】	0.8	0.8		幸水、豊水など 0.8ha	2. 5
施設花き中心経営	0.4	_	0.4	シクラメン(観葉植物)0.4ha、 その他鉢物 0.3ha	4.0
花壇苗類中心経営	0.4	_	0.4	花壇苗(野菜苗)0.4ha	4. 5
花木類中心経営	2.6	2.6		さつきなど 2.6ha	3.0
茶中心経営	8.0	8.0		かぶせ茶 8ha+買い芽 3ha	3.0

経営類型	規模経営(ha)		ha)	内容	労働力
性音類生		露地	施設	Pi 台	(人)
茶中心経営【組織経営】	30.0	30.0	_	かぶせ茶 30ha+買い芽 5ha	8. 0
しいたけ中心経営	-	-	-	菌床または原木栽培 30,000 個	3. 0
酪農中心経営	ı	ı	_	経産牛 150 頭(フリーストール 方式)	4.0
和牛一貫中心経営	ı	ı	-	繁殖牛 50 頭 飼育牛 120 頭	2.0
和牛肥育中心経営	ı	ı	-	飼育牛 100 頭	2.0
養豚一貫中心経営	_	_	_	繁殖雌豚 100 頭、繁殖雄豚 4 頭	2.0
採卵鶏中心経営	-	_	_	採卵鶏 50,000 羽	6. 0

資料;四日市市農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想(令和3年9月)

(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

農地(水田、畑地、樹園地)を効率的かつ安定的に活用するため、集落における話し合いや農家相互の協力を基本にして、遊休農地化のおそれのある農地の円滑な利用調整を図り、効率的かつ安定的な農業経営を目指す意欲ある農業経営体への集積を積極的に進める。

集積に当たっては、支援センターが行う農地中間管理事業(貸借)や特例事業(売買等)をはじめ、農用地利用改善事業等の活用を促進し、農業経営体の経営規模拡大、経営安定につなげる。

また、生産性の向上や作業の効率化を図るため、地域の営農状況に即したほ場整備や土地利用調整活動による農地の集団化、経営農地の集約化を進める。

特に、水田農業については、ブロックローテーションによる集団小麦・大豆作や集落 営農を推進する中で土地利用調整を進める。

2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

(1) 認定農業者、農業生産組織等の育成対策

農用地の有効利用、認定農業者等担い手の規模拡大、作付けの集団化、土地利用率の向上、 リーダー・後継者の育成などを推進する。その推進体制として、市・農協・普及センター・ 地域リーダー等と連携し、啓発や研修会等の実施により農家の意識改革を図る。

また、各作目単位の生産組織の育成強化と機械・施設等の共同利用組合の育成、大型機械 施設の事業化導入を図る。

(2)農用地の流動化対策

農業経営基盤強化促進事業の制度について、集落懇談会や広報を通じて周知徹底を図るとともに、受け手としての担い手農家の育成確保と農地の流動化、利用集積を図るための斡旋をする。

(3) 農地中間管理事業及び農地利用集積円滑化事業の実施

認定農業者を中心とする規模拡大の意欲を有するものに農地を集積するため、 農地中間管理機構の持つ中間保有、再配分機能を積極的に活用するとともに、市 全域を区域とする農地利用集積円滑化団体等と連携して、農地利用集積円滑化事 業の促進を図る。

(4) 農作業の共同化及び農作業の受委託の促進

農協の受託者部会の組織拡大と強化を図り、作業委託希望農家の取りまとめ、受託部員への斡旋等受託作業の大規模化を図るとともに、作業受託から経営委託への移行に努める。

(5) 地力の維持増進対策

市内各地の畜産農家と連携して、堆肥舎等の畜産物処理加工施設の計画的な導入による堆きゅう肥の生産と耕種農家の土づくりを促進する。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

第5 農業近代化施設の整備計画

1 農業近代化施設の整備の方向

本市の農業は、収益性の低さなどを原因として農業離れが進んでいることから耕作放棄地が増加している。そのため、食料の安定供給や農地の持つ多面的な機能の発揮に重大な支障が出ることが懸念されている。

また、農業産出額については、近年の景気の低迷や消費者ニーズの多様化による消費の伸び悩み等から減少傾向にある。

このような中で、将来にわたって産地として発展していくためには、新たな付加価値の創出による他産地との差別化や販売戦略の構築が必要となっている。

さらに、安全、安心な食料の安定供給はもとより、環境に配慮した農業の展開や消費者視 点の一層の重視が必要となっている。

このため、生産性の向上や高品質生産等、生産技術の向上を図るとともに、各地域の立地 条件等を考慮し、各種施設の計画的導入による生産から流通に至るまでの経営の合理化や生 産組織の育成、販売体制の確立を図る。

食育活動を啓蒙する生涯学習講座、食育や地産地消を広める事業が始まっており、今後も これらの活動の支援を推進する。

(1) 南部地区

本地区の畑地域は県下でも有数の茶園地帯であり、生産性の向上を図るため大型共同製茶工場の整備、茶園管理の機械化の推進により、経営の合理化と良質茶の生産を図る。中間地帯の畑地では、土壌改良等を実施し、生産拡大と共同出荷体制の確立、生産から出荷までの合理化を図る。水稲については、農業生産基盤整備の完了とともに、機械・施設の共同利用により、農作業の効率化並びに合理化を図る。

(2) 中部地区

本地区は、早くから農業構造改善事業等の導入を図り、農業近代化施設の整備はかなり進んでいる。今後は、さらに営農用機械の共同利用を進め、ブロックローテーションによる作付地の集団化を推進するとともに、機械や施設の有効利用により、生産性の向上と良質米の生産を図る。畜産については、環境保全施設の整備を図る。

(3) 北部地区

本地区は水稲単作地帯であったが、土地基盤整備事業の進捗に併せて、近代化施設等の整備を図るとともに、水稲・小麦、大豆等の土地利用型農業の営農形態を確立し、農業経営の安定化を図るとともに、小麦、大豆の畑作振興のための高能率機械を導入し、経営の合理化を図る。

2 農業近代化施設整備計画

		受	を益の範囲			対図	
施設の種類	位置及び規模	受益	受益	受益	利用組織	番号	備考
		地区	面積	戸数		田力	
	食肉センター・食肉市場				㈱三重県		
加工施設	修理・保守点検				四日市	1	
					畜産公社		
	食肉センター・食肉市場				㈱三重県		卸売市場
加工施設	豚部分肉処理加工施設・				四日市	2	施設整備
	せり設備システム老朽更新				畜産公社		事業
加工施設	食肉センター・食肉市場				㈱三重県		卸売市場
					四日市	3	機能強化
	集荷・販売対策				畜産公社		対策事業
	四日市市農業センター				各地区農		
加工施設	6次産業化加工施設	市全域			家等	4	
					• .		

3 森林の整備その他林業の振興との関連

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

農業後継者の確保・育成を図るため、国等の政策を活用し、農業生産技術や農業経営を実施習得する研修、新規就農にかかる初期投資を支援していく。

なお、女性農業者は重要な担い手であり、家族経営協定、農業経営改善計画の共同申請、 集落営農への参画等により一層の経営への参画を進める。

また、既存の福祉施設や医療施設の有効利用を図るとともに、担い手農家育成支援事業及び優良農地保全事業を実施し、担い手農家が行う6次産業化への取り組みや新規就農支援などを行い新規就農者の確保に努める。

2 農業就業者育成・確保施設整備計画

該当なし

3 農業を担うべき者のための支援の活動

農業経営を行う上で必要となる栽培管理技術等については、農業改良普及センター、農協 との連携を図りながら、農業者へ提供をしていく。

経営管理のための簿記記帳等の研修についても、農業者の要望を考慮し、研修会や講習会の実施、研修等の情報提供を的確に行う。

担い手の経営規模の拡大に必要とする資金等についても融資制度の活用、農地のあっせん 等について、情報の提供や相談体制の整備を図る。

労働時間については、他産業並みの労働時間を実現するため、経営規模に応じた機械化、 省力技術の導入、作期分散、雇用の活用等により、計画的な労働時間の平準化と短縮化を図 る。

特に、畜産については、休日の取れるゆとりある経営を実現するため、関係団体との連携によるヘルパー制度の活用を推進する。

作業環境については、快適で安全な作業環境を実現するため、悪臭、高温、粉塵、騒音に 対応した生産施設、作業場への改善、体への負担の少ない作業体系の導入、農業機械の使用 や農薬散布等の安全性の確保を促進する。

さらに、後継者や雇用労働者にとって魅力ある職場とするため、就業ルールの明確化や休日制、給料制の導入、社会保険への加入、福利厚生などの充実を図る。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

本市は、沿海部の石油化学コンビナート企業及び市街地の商業地域に加え、1992年頃から、 内陸部に工業団地の造成を行い積極的な企業誘致に努めてきたところである。

今後も、産業施策に伴う優良企業の誘致等により、雇用の創出を積極的に推進し、安定的な就業の場を確保する方針である。

また、今後、恒常的勤務者の退職により、日雇い等の増加が見込まれるため、これら高齢者の就業機会の場の創出にも努める。

区	分		従 業 地							
I II	市内		市外			合計				
	Щ	男	女	計	男	女	計	男	女	計
恒常的勤務	/	1,424	763	2,187	670	363	1,033	2,094	1,126	3,220
計		1,424	763	2,187	670	363	1,033	2,094	1,126	3,220
自営兼業		266	144	410	128	67	195	394	211	605
計		266	144	410	128	67	195	394	211	605
出稼ぎ		0	0	0	0	0	0	0	0	0
計		0	0	0	0	0	0	0	0	0
日雇•臨時雇		190	101	291	90	49	139	280	150	430
計		190	101	291	90	49	139	280	150	430
総 計		1,880	1,008	2,888	888	479	1,367	2,768	1,487	4,255

(注意)資料:H17農林業センサス

2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

(1) 地域内農林水産物及びその他地域資源の利用による地場産業の振興対策

本市の特産品である茶について、地元三重茶農協を中心とした茶の製品化を推進し、「伊勢茶」としてのブランドの確立に向けて努力するとともに、茶の他用途利用の推進、食品加工原料としての安定供給を図る。

(2) 企業の誘致対策

本市では、臨海部に展開する石油化学工業依存産業構造から脱却し、内陸部での付加価値 の高い半導体・電子部品の製造企業の誘致を進めてきた。

3 農業従事者就業促進施設

該当なし

4 森林の整備その他林業の振興との関連

第8 生活環境施設の整備計画

1 生活環境施設の整備の目標

農村地域の活性化を図るために生活環境の改善を推進する必要がある。そのために集落内の道路・排水路、防災安全施設、コミュニティ施設、農村公園等の整備を推進する。それとともに、高齢者を含めた地域住民が魅力を感じて定住できるよう利便性が高く、快適に暮らせるまちづくりを推進する。

なお、整備する施設は、類似施設との機能分担を明確にし、画一性を避け、地域の特性を 活かす。それとともに高齢化の進展を踏まえたユニバーサルデザイン化、さらに環境・景観 との調和に十分配慮する。

(1) 安全性

現在は、自動車による交通災害等が主要国道のみならず、農村地域の集落内道路において も問題化している。そのため、交通安全に対する啓発に加えて、歩道、自転車道の整備や防 護柵、照明灯等の安全施設の設置を推進する。

また、混住化が進み犯罪が多発する傾向にあるため、防犯協会、交番、青少年健全育成関連団体との連携を深め、広報などを通じて防犯意識の高揚を推進するとともに、防犯灯の設置、生活環境の改善等を通じて犯罪を未然に防ぐよう努める。

防火に対しては、市街地の拡大や人口の高齢化などによる消防、救急活動の増大、広域化に対処していく必要があるため、消防や救急拠点の充実を図るとともに、防火水槽等の消防施設の設置の推進を図る。

さらに、近い将来に発生が予想される東海地震や東南海・南海地震、集中豪雨や台風に対して計画的な耐震対策や治水対策、災害に備えた安全確保の推進を図る。

(2) 保健性

市民生活の拡大、産業構造の多様化などに伴い、排出される廃棄物は年々増加をたどり、不適正な処理は深刻な社会問題となっている。そのため、市民や事業所の協力により廃棄物そのものの発生を抑制するとともに、適正に処理して自然に戻し資源の再利用を促進する総合リサイクル・システムの構築に努める。構築に努める。

また、生活排水が農業生産に及ぼす被害も懸念されるため、公共下水道の整備を推進する。 それとともに、農業集落排水処理施設、コミュニティープラントの整備、さらには、合併浄 化槽の普及等によって居住・生活環境の向上に努める。

(3) 利便性

本市では、今後、高規格幹線道路を有効に活用し、経済活動を維持、発展させ、市民生活の利便性を向上させるために、市街地あるいは工業地と高規格幹線道路とを効率的に結ぶためのアクセス道路の整備を推進する。

さらに、歩行者、特に高齢者や障害者等の交通弱者の安全性や利便性の確保を図るととも に、利用しやすいバス停や駅周辺の環境を整え、安全・安心な誰もが自由に移動しやすいま ちを目指し、主要な駅や公共施設周辺を中心として歩行空間のバリアフリー化を進める。

通信に関しては、高度情報化が市民生活の向上や産業活動の振興に直接結びつくよう教育、 文化、保健、医療、防災、行政情報など情報サービスシステムの整備を図る。

地域の情報化に不可欠な人材の育成に努めるとともに、企業における事業の効率化、高度化のための情報化を促進する支援を推進する。

(4) 快適性

公園や緑地は、子供からお年寄りまでが遊び、自然に親しみ、スポーツを楽しむ市民の憩いの場、ふれあいの場でもあり、地域のコミュニティーや都市の防災の拠点など多様な機能を担っている。

そのため、整備が遅れている農村地域を中心に地区の特性や利用目的に応じた公園・緑地 については、できる限り、もとの自然を生かした形の整備を推進する。

さらに、農業生産と農村生活の調和のとれた集落機能が強化されるよう各種生活環境施設 の充実を図る。

(5) 文化性

余暇時間の増大、生活意識の多様化に応じて、住民のコミュニティー活動に対する期待が 高まっているため、話し合いや文化活動等の場として各地区市民センター等既存施設の有効 活用を図る。

また、市内には、伝統芸能や歴史的文化資産が農村地域を中心に多く存在するため、これらを保護、継承、育成するとともに、伝統・文化にふれあう機会の充実や、様々な文化創造の環境づくりを進めることにより、地域の個性や魅力の礎となる文化の醸成を図る。

2 生活環境施設整備計画

該当なし

3 森林の整備その他林業の振興との関連

近年注目されている森林のもつ保健、休養の場としての多面的機能を充実させるため、鈴 鹿国定公園内の自然景観の豊かな宮妻峡周辺の森林を中心に遊歩道の整備や、安全対策、環 境美化等の施設を整備していく。

4 その他の施設の整備に係る事業との関連

第9 付 図 (別添)

- 1 土地利用計画図(付図1号)
- 2 農業生産基盤整備開発計画図(付図2号)
- 3 農用地等保全整備計画図(付図3号)
- 4 農業近代化施設整備計画図(付図4号)
- 5 農業就業者育成・確保施設整備計画図(付図5号) 該当なし
- 6 生活環境施設整備計画図(付図6号)

該当なし

7 土地利用計画図(付図7号)

別記 農用地利用計画

(1)農用地区域

ア 現況農用地等に係る農用地区域

別添付図 1 号、7 号農用地利用計画図に示す区域のうち、水色、黄色、茶色及び橙色で着色した区域を農用地区域とする。

ただし、農振法第10条第4項に該当する土地は含まない。

イ 現況森林、原野等に係る農用地区域 該当なし

(2) 用途区分

下表の「地区・区域番号」に係る農用地区域内の農業上の用途は、「用途区分」欄に掲げるとおりとする。

地区・区域番号	用途区分				
A - 1	農地 (田)	: 付図1号、7号に示す区域のうち、水色で着色し			
A - 2		た区域の土地			
A - 3	農地(畑)	: 付図1号、7号に示す区域のうち、黄色で着色し			
A-4		た区域の土地			
B - 1	農地(樹園地)	: 付図1号、7号に示す区域のうち、茶色で着色し			
B - 2		た区域の土地			
C - 1	農業用施設用地	: 付図1号、7号に示す区域のうち、橙色で着色し			
C - 2		た区域の土地			